

山形県空港供用規程

空港法（昭和 31 年法律第 80 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、山形県空港供用規程を次のとおり定める。

（運用時間等）

第 1 条 山形空港及び庄内空港（以下「空港」という。）の運用時間は、次のとおりとする。ただし、知事は、定期便の遅延、空港施設の建設工事等のため必要があると認めるときは、空港の運用時間を変更することができる。

空港名	運用時間
山形空港	午前 8 時から午後 8 時まで
庄内空港	午前 7 時から午後 10 時まで

2 空港機能施設等の営業時間及び駐車場の営業時間については、別に定め、インターネットその他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

（空港の概要）

第 2 条 空港の施設の概要は、次に規定するところによるものとする。

空港名	滑走路 (長さ×幅)	単車輪 荷重	エプロン	I L S 施設の有無、数、 運用カテゴリ
山形空港	2,000 m ×45 m	30 t	10 バース（中型ジェット機用 2 バース、小型ジェット機用 2 バース、小型機用 6 バース）	有、1、カテゴリ I、 精密進入用灯火
庄内空港	2,000 m ×45 m	30 t	4 バース（中型ジェット機用 3 バース、小型ジェット機用 1 バース）	有、2、カテゴリ I、 精密進入用灯火（空港 西側進入）及び簡易型 （空港東側進入）

（空港が提供するサービスの内容に関する情報）

第 3 条 次に掲げる空港が提供するサービスの内容に関する情報については、別に定め、インターネットその他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

- (1) 観光情報等その他の空港が提供するサービスに係る施設に関する情報
- (2) 空港の管理者等の氏名、住所及び連絡先その他の空港に関する情報
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、地震災害等の緊急時に空港が提供するサービスその他の空港が提供するサービスの内容に関する情報

（サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項）

第 4 条 空港が提供するサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項に関しては、山形県空港管理条例（昭和 39 年山形県条例第 11 号）及び同条例施行規則（昭和 39 年山形県規則第 50 号）の定めるところによる。

附 則

この山形県空港供用規程は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この山形県空港供用規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この山形県空港供用規程は、平成 30 年 3 月 25 日から施行する。